

第7章 地震災害復旧計画

第1節 災害復旧・災害復興の基本方針

第1項 基本方針

第1項 基本方針

1. 基本方針

現在の科学技術では、災害が発生する前にその規模、発生時期及び場所を予測したり、災害を防止することは困難であり、したがって、一たび大規模な災害が発生した場合には、多大な人命及び財産を失うことも十分想像される場所である。

こうした場合に最も急務とされるのは、甚大な災害により住み慣れた住居や財産を失った被災者の生活の再建であることから、対策としては被災者の生活再建を基本に、次に掲げる事項に留意しながら、関係機関と連携して迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

- (1) 被災者が安心して日常生活を送れるよう、生活の早期安定のためのきめ細かな支援を行う。
- (2) 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、またはさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合は、これに基づき、復興計画を作成する。
- (3) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

第2節 災害復旧事業の推進

第1項 復旧事業計画

第2項 激甚災害に伴う措置

第1項 復旧事業計画

《 基本方針 》

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害発生防止等の観点から可能な限り改良復旧を行うものとする。

なお、災害復旧事業の実施にあたっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、または支援するものとする。

1. 災害復興計画

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編 第4章第1節「災害復旧事業計画」に準ずる。

被災施設の復旧にあたっては、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、災害復旧事業計画を策定し、早期に適切な復旧を図るものとする。

(1) 復旧・復興の基本的方向

市は、県と連携し、被災の程度や住民の意向等を勘案し、早急に復旧・復興の基本的方向を定める。

1) 被害が比較的少なく、局地的な場合

原形復旧を原則とし、局地的な地域は、中・長期的な視点で災害に強いまちづくりを計画的に推進する。

2) 被害が甚大で、広範囲な場合

原形復旧を目指すことが困難と予想され、災害に強い地域づくり等、中・長期的課題の解決を図る復興を目指す。

(2) 復興計画

市は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

(3) 復興計画の策定

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市及び関係機関は諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

さらに、再度災害の発生防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

3) 復興検討委員会の設置

学識経験者、市議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される「復興検討委員会」を設置し、震災復興方針を策定する。震災復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

4) 復興計画

- ア. 市街地復興に関する計画の策定
- イ. 産業復興に関する計画の策定
- ウ. 生活復興に関する計画の策定
- エ. 事業手法
- オ. 財源確保
- カ. 推進体制に関する事項等について定める。

5) 復興事業の実施

ア. 被災市街地復興特別措置法上の手続き

市は、「被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）」第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

- イ. 災害復興に関する専門の担当部署を設置する。
- ウ. 災害復興に関する担当部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

第2項 激甚災害に伴う措置

1. 激甚災害に伴う措置

激甚災害に伴う措置については、一般災害対策編 第4章 第1節 「災害復旧事業計画」を準ずる。

2. 激甚災害の指定手順

激甚災害の指定手順については、一般災害対策編 第4章 第1節 「災害復旧事業計画」を準ずる。

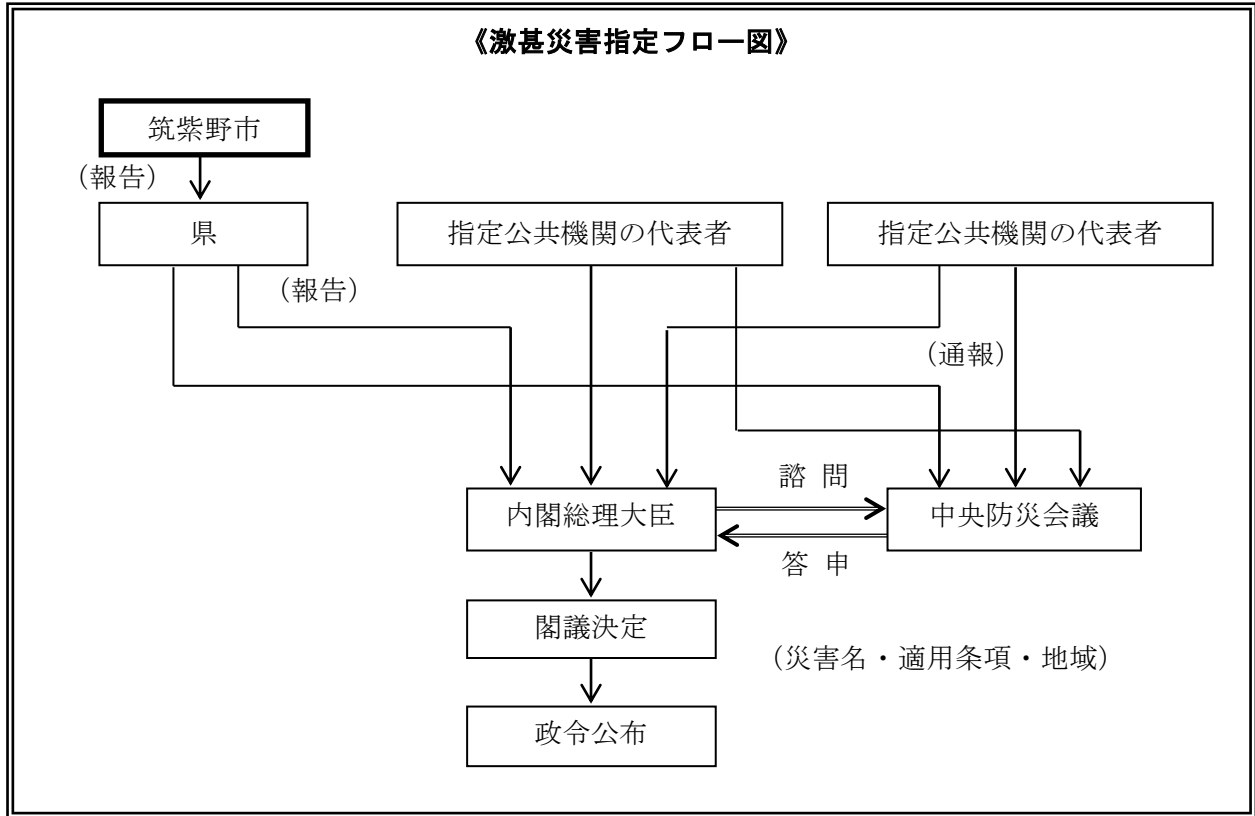
3. 激甚災害に対処するための特別の財政援助

(1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等

各種法律に基づく予算の範囲内において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）」等に基づき援助される。

1) 制度の概要

大規模な被害が発生した場合、激甚法による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要があり、激甚法指定の手続きについて定める。



2) 激甚法に定める基準

激甚災害については、次の二通りの指定基準がある。

- ①広域的(全国レベル)な「本激甚指定」
- ②市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚」

- ア. 激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率または国庫補助嵩上げ等の特別財政援助が行われる。
- イ. 指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧等、その基準別に個別に指定される。

(2) 市の実施内容

基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合には、市は災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ的確に実施できるようにする。

- 1) 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- 2) 当該市の区域内に災害が発生した場合には、災害対策基本法第53条第1項の規定により、速やかにその被害状況等を県に報告する。
- 3) 早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

第3節 被災者等の生活再建等の支援

第1項	生活相談窓口
第2項	女性のための相談
第3項	雇用機会の確保
第4項	義援金品の受付及び配分
第5項	被災者の生活確保計画
第6項	郵政事業の特例措置
第7項	租税の徴収猶予及び減免等
第8項	災害弔慰金等の支給等

県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

県及び市町村は、平常時から、被災者支援を担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメントの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第1項 生活相談窓口

1. 生活相談窓口

生活相談窓口については、一般災害対策編 第4章第2節「民生安定計画」第1項「生活相談窓口」に準ずる。

第2項 女性のための相談

1. 女性のための相談

災害によって生じた女性特有の問題について筑紫野市女性センター等を活用して相談に応じる。特に避難所等において、女性特有の問題に関する相談を受ける。

第3項 雇用機会の確保

1. 雇用機会の確保

雇用機会の確保については、一般災害対策編 第4章第2節「民生安定計画」第2項「雇用機会の確保」に準ずる。

第4項 義援金品の受付及び配分

1. 義援金品の受付及び配分

義援金品の受付及び配分については、一般災害対策編 第4章第2節「民生安定計画」第3項「義援金品の受付及び配分」に準ずる。

第5項 被災者の生活確保計画

《 基本方針 》

多くの人が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずるものとする。

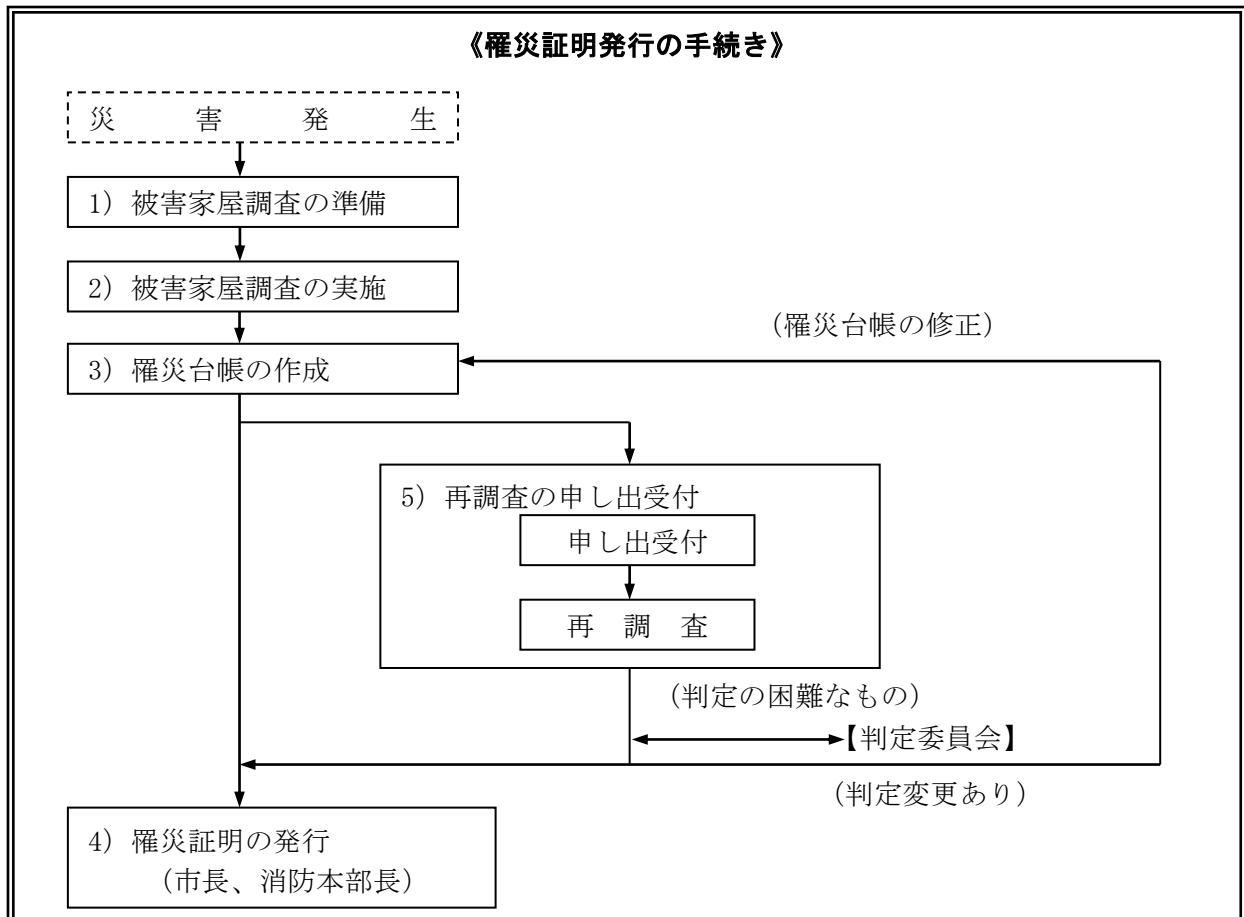
災害により住居、家財等に被害を受けた者が、生活の建て直し、自立助長のため必要となる資金の貸付制度について、被災者に広く周知を図るとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

1. 被災者の生活確保計画

(1) 罹災証明の発行

罹災証明は、被災者の応急的な救済を目的とする救助法による各種施策や、市税の減免等を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、市長が確認できる程度の被害について証明する。

1) 罹災証明の発行手続き



- 2) 被害家屋調査の準備
 - 被害状況の速報を基に、次の準備作業を実施する。
 - ア. 建築技術関係者を中心とした調査員を確保する。
 - なお、職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。
 - イ. 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。
 - ウ. 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備すると共に車両等の手配を行う。
 - 3) 被害家屋調査の実施
 - ア. 調査期間
 - 初回被害家屋調査は、災害発生後おおむね1か月以内に実施する。
 - なお、再調査は、判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。
 - イ. 調査方法
 - 被害家屋を対象に2人1組で外観目視による調査を実施する。なお、再調査は、1棟ごとの内部立入調査により実施する。
 - 4) 罹災台帳の作成
 - 固定資産税課税台帳を基に、罹災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、罹災台帳を作成する。
 - 5) 再調査の申し出と再調査の実施
 - 被災者は、罹災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、やむを得ない事情と認められる場合を除いて、災害発生日から3か月以内であれば再調査を申し出ることができるものとする。被害調査は、申し出のあった家屋に対し、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに必要に応じて罹災台帳を修正し、罹災証明書を発行する。
 - なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、市長が判定する。
 - 6) 罹災証明に関する広報
 - 罹災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに広報紙等により被災者への周知を図る。
- (2) 生活確保資金の貸付
 - 低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進を目的として、災害救助法の適用に至らない程度の災害等により、負傷し、または住居、家財等に被害を受けた低所得世帯ため、県が貸し付ける資金である。
 - 災害の場合は、被災者に対する事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金の据置期間の延長の特例が設けられている。
 - (3) 災害援護資金の貸付
 - 災害援護資金の貸付については、一般災害対策編 第4章第2節「民生安定計画」第6項「災害弔慰金の支給等」に準ずる。
 - (4) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく措置
 - 義援金品の受付及び配分については、一般災害対策編 第4章 第2節「民生安定計画」第6項「災害弔慰金の支給等」に準ずる。

第6項 郵政事業の特例措置

1. 郵政事業の特例措置

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社九州支社長又は支店長は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する他、一般災害対策編 第4章第2節「民生安定計画」第4項「郵政事業の特例措置」に準ずる。

第7項 租税の徴収猶予及び減免等

1. 租税の徴収猶予及び減免等

租税の徴収猶予及び減免等については、一般災害対策編 第4章第2節「民生安定計画」第5項「租税の徴収猶予及び減免等」に準ずる。

第8項 災害弔慰金等の支給等

1. 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金等の支給については、一般災害対策編 第4章第2節「民生安定計画」第7項「罹災証明の発行」に準ずる。

2. 被災証明の交付体制の確立

市は災害弔慰金、災害障害見舞金を含めた各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付するものとする。

第4節 経済復興の支援

第1項 金融措置

第2項 流通機能の回復

第1項 金融措置

1. 金融措置

金融措置については、一般災害対策編 第4章 第3節「経済秩序安定計画」第1項「金融措置」に準ずる。

第2項 流通機能の回復

1. 流通機能の回復

流通機能の回復については、一般災害対策編 第4章 第3節「経済秩序安定計画」第2項「流通機能の回復」に準ずる。

第5節 復興計画

第1項 復興計画作成の体制づくり

第2項 復興に対する合意形成

第3項 復興計画の推進

《 基本方針 》

復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第1項 復興計画作成の体制づくり

1. 復興計画作成の体制づくり

復旧後の早い段階で、一般災害対策編 第1章「総則」、震災対策編 第5章 第1節「基本方針」及び第6章「災害予防計画」を基本に、総合的かつ長期的な視野に立ち、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を図るため、復興計画を作成する。

そのため、市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（市と県及び関係機関との連携）を図るものとする。

なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

第2項 復興に対する合意形成

1. 復興に対する合意形成

復興計画の作成にあたっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努めるものとする。

第3項 復興計画の推進

1. 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や住民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、市、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。